

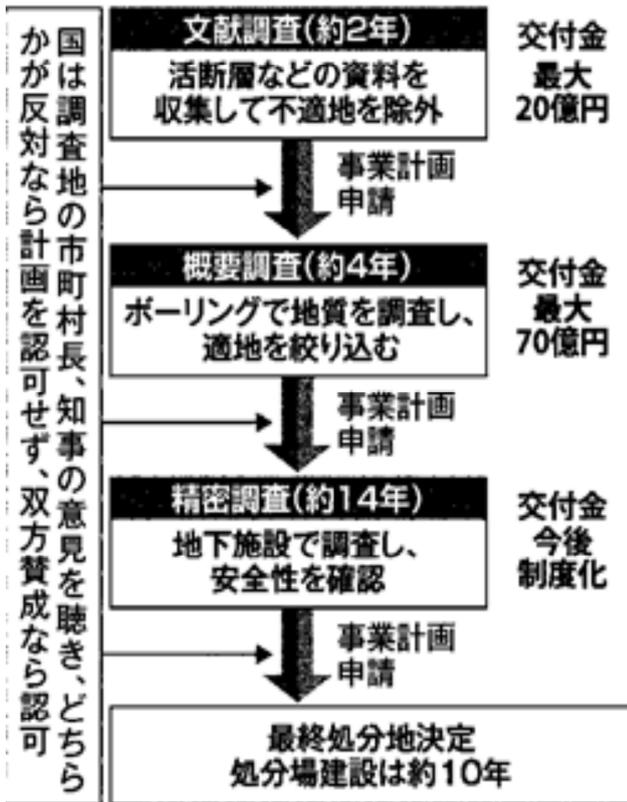
【北海道からの報告】

泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会
事務局長 井上敦子

北海道 核ゴミ関連年表

- 1980年 北海道幌延町で、佐野清町長が原子力関連施設による町おこしを考え、全町議が福井・福島両県原発や動燃を視察。特別委員会を設置
- 1981年 幌延町が原発誘致、原子力船「むつ」の母港誘致などを試みる。科技厅の中川長官が放射性廃棄物施設の立地話を持ちかける
- 1984年 町議会が高レベル放射性廃棄物貯蔵・研究施設（貯蔵工学センター）誘致を決議。横路孝弘道知事が反対を表明。周辺町村での反対請願採択、トラクターデモ、抗議集会
- 1985年11月23日 動燃が抜き打ちの「現地踏査」を強行（幌延デー）
- 1986年4月26日 チェルノブイリ原発事故
- 1987年 横路知事再選。道議会で自民党が過半数割れ
- 1990年 道議会が貯蔵工学センター設置反対決議。横路知事が科技厅と動燃に白紙撤回申入れ
- 1995年 道知事が堀達也氏にかわる
- 1998年 科技厅が道に貯蔵工学センターをとりやめ深地層研究所建設を申入れ
- 2000年 5月「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」制定。10月 特定放射性廃棄物の持ち込みは「受け入れ難い」とする道条例が制定され、深地層研究所の立地決定。核燃料開発機構（動燃から改組、2005年から原研）は20年程度で研究終了と約束したが、2019年に研究延長
- 2020年8月13日 片岡春雄寿都町長が「高レベル放射性廃棄物最終処分場選定の文献調査への応募」を表明。鈴木道知事は「次の段階に進むときは反対する」との談話を発表。寿都町民は8月27日に695名（寿都町の人口は約2700名）の反対署名を町長に提出。9月8日神恵内村の商工会が応募を求める請願を議会に提出。10月「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」が3日で217名の有効署名を集め住民投票条例制定を求める請願を提出。その翌日10月9日、寿都町・神恵内村ともに正式決定。11月17日NUMOによる文献調査開始。2020年に島牧村、21年積丹町、黒松内町、せたな町、中川町、新冠村、豊浦町、蘭越町で核ゴミ拒否の条例を制定。
- 2024年2月 NUMOが寿都町・神恵内村文献調査報告書（案）を経産省に提出。経産省の審議会で報告書（案）審議。11月NUMOが文献調査報告書を公表。報告書に対する意見書の受付開始。11月から2025年2月全道21市町村で法定説明会。いっさいの口頭質問を許さず。
- 2025年 3月16日、NUMOが札幌で口頭による質問を受ける「質疑の場」開催（法定説明会ではない）。4月18日意見書の受付終了。

国とNUMOが説明してきた核のごみ最終処分場の選定プロセス



「北海道新聞」2024年2月13日

北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（前略）私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。

道条例と調査 「選定プロセスから除外」の意味

- 道条例についての道の説明 深地層研究所建設受け入れと引きかえ 北海道に核ごみを持ち込ませないための担保措置
- NUMOの見解 2014年近藤俊介理事長が「こちらから（候補地にと）お願いするのはまったく自由だ」（「北海道新聞」2014年7月17日）とインタビューに答えている。また2021年に神恵内村の「対話の場」で「条例は核の持ち込みは×と規定。調査の実施は規定上は拒否していない」と回答している（NUMO HP）
- 経産省の見解 2020年9月4日 鈴木知事が梶山経産大臣と会談。知事「『文献調査』は道条例の趣旨に反する」 経産大臣「調査の期間に放射性廃棄物を持ち込むわけではなく、条例には反しない」。同年11月27日 道知事の申し入れ書を受け、経産省が「知事や当該市町村長が反対であれば選定プロセスから外れる」と文書で回答。反対すればそこで調査が終了という意味なのか、進むまで調整が続くということなのか、経産省は明確にしていない。3月16日札幌開催の「質疑の場」では担当課長が「知事、市町村長の意に反して前に進めない。首長はその時々々の民意を踏まえろ」と思っている。プロセスを再開することはあり得ない事ではないが反対しているのに無理にすすめることはない」と答えている。

